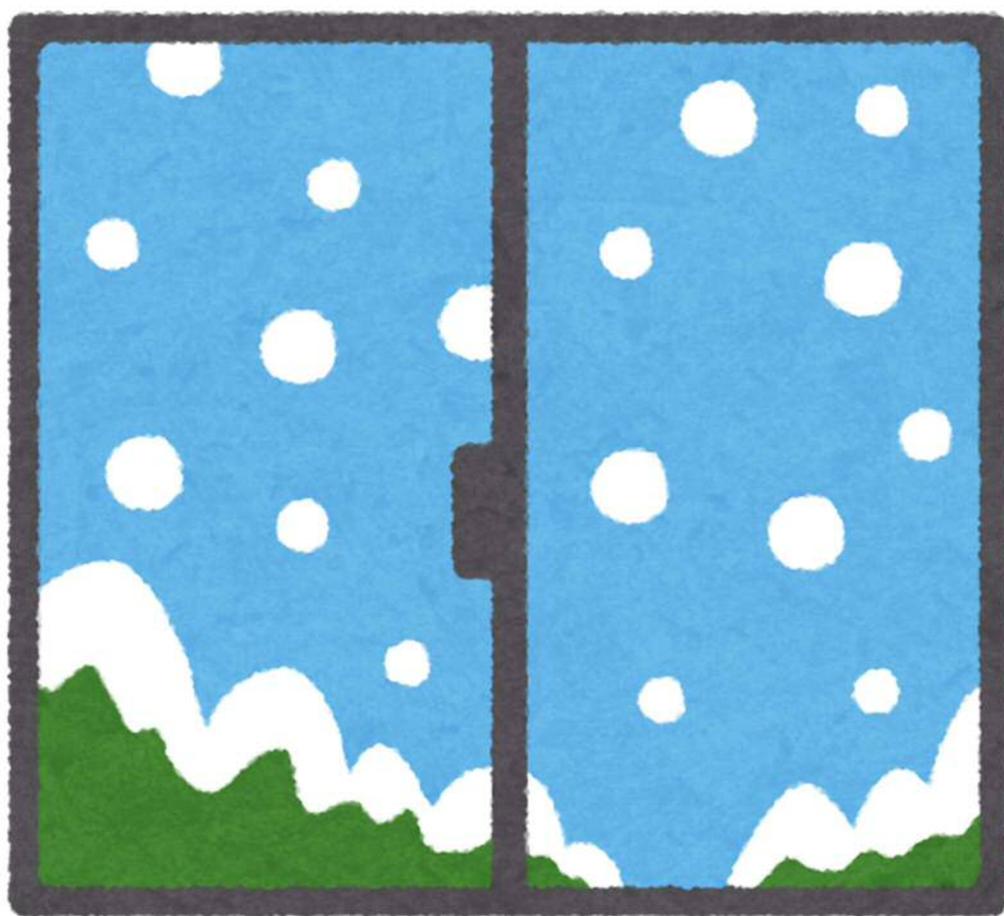


令和6年度 鳥取市 住まいの断熱リフォーム 支援補助金

申請の手引き



申請窓口 生活環境課（市役所本庁舎2階25番窓口）

目 次

1	対象設備と補助額	1
2	補助の要件	1
	（1）申請者の要件	
	（2）対象設備の要件	
	（3）対象設備を設置する住宅の要件	
3	補助対象経費	2
4	申請手続き	2
	（1）申請期間	
	（2）申請方法	
	（3）予算上限	
	（4）その他	
5	提出書類	3
	（1）提出書類	
	（2）書類作成上の注意事項	
6	市への協力	5
7	Q & A	5

1 対象設備と補助額

対象設備	補助額	備考
高断熱窓	補助対象経費の3分の1 または20万円の少ない方	両方の対象設備を改修する 場合は合計20万円が上限
高断熱ドア ※高断熱窓の改修が必須	補助対象経費の3分の1 または5万円の少ない方	

2 補助の要件

(1) 申請者の要件

次の要件を全て満たすもの。

- ① 申請時において、対象設備を設置する住宅に住所を有し、本市の住民として住民基本台帳に記録されていること
- ② 対象設備の設置について契約し、費用の負担及び設備の所有をしていること
- ③ 次に掲げるものの滞納がないこと
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、下水道受益者負担金

(2) 対象設備の要件

次の要件を全て満たすもの。

【共通】

- ① 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に設置が完了するものであること

※対象設備の設置に国、県その他の団体の補助金（以下「国補助金等」）を活用した場合は、設置を完了した日ではなく、国補助金等の交付額が確定した日を基準とします。複数の国補助金等を組み合わせて活用している場合は、それぞれの交付額が確定した日のうち、遅い方の日を基準とします。

- ② 市内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者が設置を行うこと
- ③ 未使用品であること

【高断熱窓】

- ④ 熱貫流率が1.90W/m²・K以下であること
- ⑤ 国が実施する以下のいずれかの補助事業において、補助対象機器として登録されている窓であること
 - ア 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
 - イ 先進的窓リノベ事業
 - ウ 子育てエコホーム支援事業
- ⑥ 外気と直接接している窓であること

【高断熱ドア】

- ⑦ 熱貫流率が4.70W/m²・K以下であること

- ⑧ 玄関ドアであること
- ⑨ 国が実施することもエコすまい支援事業において、補助対象機器として登録されているドアであること
- ⑩ 高断熱窓の改修による補助申請を同時に行うものであること

(3) 対象設備を設置する住宅の要件

次の要件を全て満たすもの。

- ① 申請者が居住していること
- ② 既存住宅（対象設備の設置工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了しているもの）であること
- ③ 一戸建て住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。）であること

3 補助対象経費

補助対象経費は対象設備の購入等に必要な経費及び対象設備の設置と一体不可分の改修にかかる経費とします。

※対象設備の設置に国補助金等を活用した場合は、対象設備の設置に係る国補助金等の交付額を上記の経費から控除したものを補助対象経費とします。ただし、国補助金等として交付された額のうち、対象設備の設置に係る額を明確に区分することができない場合は、国補助金等として交付された額の総額を上記の経費から控除したものを補助対象経費とします。

【対象となる経費の例】

- ・ 設備購入費（ガラス、窓、ドアなど）
- ・ 設置費（窓枠の費用、窓取り付け費、仮設足場費、既存設備解体処分費）

【対象とならない経費の例】

- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 網戸や雨戸等にかかる経費
- ・ 書類作成にかかる経費
- ・ 住宅以外の用途に用いられる箇所に対する経費

【注意事項】

リース方式による設置は対象外とします。

4 申請手続き

(1) 申請期間

補助申請は、対象設備の設置完了後、以下の期間内に行ってください。特別な理由がある場合を除いて、申請期間外の申請は出来ません。

【補助申請期間】

対象設備の設置を完了した日（支払いが完了していない場合は、支払いが完了した日）から起算して30日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日まで

※対象設備の設置に国補助金等を活用した場合は、設置を完了した日ではなく、国

補助金等の交付額が確定した日から起算します。複数の国補助金等を組み合わせて活用している場合は、それぞれの交付額が確定した日のうち、遅い方の日から起算します。

(2) 申請方法

申請書類は、必要書類を全て揃えた状態で、申請窓口（鳥取市生活環境課）に提出してください。

(3) 予算上限

本補助金は予算の範囲内で執行しますので、補助申請額の総額が補助金予算額に達した場合、当該年度の補助申請受付を終了し、その旨を鳥取市公式ウェブサイトにて公表します。

(4) その他

- ① 提出書類に不足・不備があった場合は、書類を全て返却し、受付いたしません。書類を全て揃えた上で再度提出し直してください。
- ② 補助要件を満たしていない場合は補助金を交付できません。
- ③ 不正に補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。

5 提出書類

(1) 提出書類

申請時に揃える必要のある提出書類は以下のとおりです。

【共通】

- ① 補助金等交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 市税等納付状況確認同意書（様式第1号の2）
- ③ 事業報告書（様式第2号）
- ④ 対象設備の設置に係る領収書及びその内訳の写し
- ⑤ 対象設備の形状、規格及び性能等が確認できるカタログ、仕様書等
- ⑥ 対象設備の位置及び数量が分かる平面図
- ⑦ 対象設備の設置前後の状態を示す写真
- ⑧ 本補助金の交付を受けようとする者本人の住民票の写し

【国補助金等を活用した場合のみ】

- ⑨ 国補助金等の活用内容がわかる書類の写し
- ⑩ 国補助金等の交付額の確定を通知する書類の写し

(2) 書類作成上の注意事項

- ① 補助金等交付申請書兼請求書（様式第1号）
・別添記載例を参考にしてください。
- ② 市税等納付状況確認同意書（様式第1号の2）
・別添記載例を参考にしてください。

- ③ 事業報告書（様式第2号）
 - ・別添記載例を参考にしてください。
- ④ 対象設備の設置に係る領収書及びその内訳の写し
 - ・領収書のあて名が申請者となっている必要があります。
 - ・設備費、購入費等の内訳が記載されているものがが必要です。
- ⑤ 対象設備の形状、規格及び性能等が確認できるカタログ、仕様書等
 - ・対象設備の熱貫流率がわかるものがが必要です。
 - ・カタログを用いる場合は、メーカー名、形状、規格、性能等が確認できるページの写しを提出してください。
 - ・国の補助金を活用した場合は、国の補助金の申請に用いた建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。
- ⑥ 対象設備の位置及び数量が分かる平面図
 - ・様式は任意となります。別添記載例を参考にしてください。
- ⑦ 対象設備の設置前後の状態を示す写真
 - ・補助対象の全ての窓またはドアごとに設置前後の状態を撮影し、前後の比較ができる状態で提出してください。
 - ・窓またはドアごとに、全体の姿が収まるようにして撮影してください。カーテンや家具等で隠れる部分が生じないようにしてください。
 - ・窓またはドアは閉じた状態で撮影してください。
 - ・内窓設置の場合は室内から、外窓設置の場合は室外から撮影してください。
 - ・A4用紙にカラー写真を張り付けるか、A4用紙にカラー印刷して提出してください。
 - ・写真横に事業報告書中「7 設置した対象設備」の番号を記載してください。
- ⑧ 本補助金の交付を受けようとする者本人の住民票の写し
 - ・3か月以内に発行されたものがが必要です。
 - ・申請者の住民票の住所地と申請書類の住所地が一致している必要があります。
 - ・マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。マイナンバーが記載された住民票を用いる場合は、マイナンバー部分を油性マジックで塗りつぶすなど閲覧不能にした上でご提出ください。
- ⑨ 国補助金等の活用内容がわかる書類の写し
 - ・国の補助事業を利用した場合は、国補助事業活用状況証明書を作成し提出してください。（別添記載例を参考にしてください。）
 - ・県その他の団体の補助事業を利用した場合は、申請に要した書類の写しを提出してください。補助金によっては、改修等の施工事業者が申請手続きを行っている場合がありますので、その場合は施工事業者に写しの提供を依頼してください。
- ⑩ 国補助金等の交付額の確定を通知する書類の写し
 - ・補助金によっては、改修等の施工事業者が申請手続きを行っている場合がありますので、その場合は施工事業者に写しの提供を依頼してください。
 - ・交付額の確定を通知する書類に記載された日付が国補助金等の交付額が確定した日となります。

・ 交付決定を通知する書類では申請できませんのでご注意ください。

6 市への協力

本補助金を利用された方に対し、エネルギー使用状況等についての調査やアンケートを実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

7 Q & A

Q 1	新築住宅に設置する場合は補助対象になりますか。
A 1	補助対象になりません。補助対象は改修による設置のみです。
Q 2	賃貸住宅は補助対象になりますか。
A 2	申請者が当該住宅に居住していることが補助要件となるため、所有者（貸主）が申請を行うことはできません。賃貸住宅の入居者が申請を行うことは可能ですが、所有者との調整等に市は関与しませんので、当事者間で対応してください。
Q 3	店舗、事業所等は補助対象になりますか。
A 3	補助対象になりません。ただし、延べ面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されている店舗兼住宅で、居住の用に供されている部屋に設置した場合は補助対象になります。
Q 4	現在居住していない住居は補助対象になりますか。
A 4	補助対象になりません。補助申請を行う時点において、その住居に実際に居住し、住民登録を行っている必要があります。
Q 5	この補助金は何回でも利用できますか。
A 5	補助金の利用回数に制限はありませんが、同一の住宅における補助額の合計は補助金の上限を上回ることにはできません。また、一度この補助金を用いて断熱改修を行った対象設備は、以降は補助の対象となりません。
Q 6	国や県を含む他の団体の補助金との併用はできますか。
A 6	国や県を含む他の団体の補助金（国補助金等）の併用は、実施している団体が禁止していなければ可能です。なお、併用を禁止しているかどうかの確認は市では行いませんので、ご自身で直接実施している団体にお問い合わせください。
Q 7	鳥取市の他の補助制度との併用はできますか。
A 7	鳥取市の他の補助制度との併用はできません。
Q 8	増築を行った場所に、新規に対象設備を設置する場合、補助の対象となりますか。
A 8	補助の対象になりません。既存の設備を改修した場合のみが補助の対象です。
Q 9	既存の設備が高断熱窓（ドア）の場合、その改修工事は補助の対象となりますか。
A 9	補助の対象になりません。

Q10	対象設備の要件に「外気と直接接している窓」とありますが、内窓を設置した場合は要件を満たしますか。
A10	外気と直接接している窓に内窓を設置した場合は、要件を満たします。
Q11	補助金の交付を受けた設備について、処分の制限はありますか。
A11	対象設備を設置した日から10年間を処分制限期間とし、廃棄、譲渡等はありません。やむを得ず期間内に処分等を行う場合は、事前に市の承認を受ける必要があります（天災等による破損の場合は事後で構いません）、その際は交付した補助金の一部または全部を返還していただく場合があります。
Q12	申請時に揃ってない書類は後日提出でいいですか。
A12	書類が全て揃っていない場合、申請は受付できません。全ての書類が揃ってから申請を行ってください。
Q13	電子申請や郵送での申請は出来ますか。
A13	電子申請は受け付けておりません。郵送での申請は可能ですが、書類に不足・不備等があった場合は受け付けせず、全ての書類を返送いたします。
Q14	本補助金の振込先を申請者名義の口座以外にすることは出来ますか。
A14	本補助金を申請者以外の口座にお振り込みすることはできません。
Q15	申請期間外の申請が認められる場合はどのような場合ですか。
A15	申請者の長期出張や入院などで、申請期間内に申請することが物理的に困難であると認められる場合、遅延理由書を添付してもらうことで申請することが可能となります。
Q16	国補助金等を併用する場合、国補助金等の対象となった改修工事等の全てが市補助金の対象となりますか。
A16	市補助金の対象となるかどうかは市の補助基準により判断しますので、国補助金等の対象であっても必ず市補助金の対象となるわけではありません。受領した国補助金等に市補助金の対象外となる事業に対する補助が含まれている場合は、その内訳がわかるようにした上で、市補助金の対象となる事業に対する補助の金額で申請してください。
Q17	国補助金等を申請していましたが、交付されなかった（不交付）場合、申請期間はどのようになりますか。
A17	国補助金等を利用する場合の申請期間は交付確定日から30日以内です。国の補助が不交付となった場合は、不交付決定日から30日以内に申請してください。

【お問い合わせ先】

鳥取市 市民生活部 環境局 生活環境課 環境政策係

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

[TEL] (0857)30-8082 [E-Mail] kankyo@city.tottori.lg.jp